令和８年度

集　団　指　導　資　料

～指定（介護予防）福祉用具貸与事業所～

～指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所～

福岡県保健医療介護部介護保険課

北九州市保健福祉局地域共生社会推進部介護保険課

福岡市福祉局高齢社会部事業者指導課

久留米市健康福祉部介護保険課

令和８年度　集団指導資料

指定（介護予防）福祉用具貸与事業所

指定特定（介護予防）福祉用具販売事業所

（目次）

① 福祉用具の保険給付の適正化について　１

② 福祉用具貸与事業に関する事項　２

③ 特定福祉用具販売事業に関する事項　２４

④ 介護報酬に係るＱ＆Ａ　３０

⑤ その他　３３

⑥ 月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について（抄）　３５

第１　福祉用具の保険給付の適正化について

福祉用具については、平成 30 年度介護報酬改定等により、利用者の適切な福祉用具選定に資するよう、

・　国が商品ごとに貸与価格の全国的な状況を把握し、全国平均貸与価格を公表するとともに、商品ごとに貸与価格の上限（全国平均貸与価格＋１標準偏差）を設定する。
・　福祉用具専門相談員は、貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明するほか、機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示する。

等の取組みを実施している。

福祉用具の上限価格については、施行後の実態を踏まえつつ、概ね１年に１度の頻度で見直すこととしていたが、毎年度見直しをしても十分な適正化効果が得られない一方、事業所の負担が大きいことから、他サービス同様、「３年に１度の頻度」で見直すこととし、令和３年４月貸与分から適用することとなっているが、下記について、改めて確認を行うこと。

①　介護給付費明細書への商品コードの記載

全国平均貸与価格等の公表に伴い、福祉用具貸与事業者が介護給付費請求を行うに当たっては、「「介護給付費請求書等の記載要領について」の一部改正について」（平成 29 年 10 月 19 日老高発 1019 第１号・老老発 1019 第１号）等でお知らせしているとおり、介護給付費明細書にＴＡＩＳコード又は福祉用具届出コード（以下「商品コード」という。）を記載すること。

また、商品ごとに貸与価格の情報を把握するためには、商品コードを誤りなく正確に記載する必要があることから、実際の商品コードについては、公益財団テクノエイド協会が付与・公表を行っており、商品コード一覧は毎月当法人のホームページで更新されているので、確認すること。

＜商品コード一覧（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）＞
http://www.techno-aids.or.jp/tekisei/index.shtml

②　全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定

福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表については、「福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の基準について」（平成 30 年３月 22 日通知）を令和２年６月 12 日に改正し、見直し頻度を３年に１度に改め、令和２年 10 月 30 日に令和３年４月分貸与分から適用される福祉用具の全国的平均貸与価格及び貸与価格の上限の公表が行われた。

新商品については、厚生労働省のホームページで３か月に１度の頻度で、全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧を公表しているので、福祉用具貸与事業所においては、随時本内容を確認すること。

＜全国平均貸与価格・貸与価格の上限（厚生労働省ホームページ）＞
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html

第２　福祉用具貸与事業に関する事項

【基本方針】

Ⅰ　指定福祉用具貸与

この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

１　人員に関する基準

（１）福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第４条第１項、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「居宅基準」という。）第１９４条、指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成 11 年９月 17 日老企第 25 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知。以下「通知」という。）第三の十一の１（１））

・　事業所ごとに、常勤換算方法で２以上。

・　福祉用具専門相談員は、保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士又は都道府県知事が指定する福祉用具専門相談員指定講習の修了者。

（注意点）

※　福祉用具専門相談員の資格要件について

福祉用具専門相談員の資格について、「介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 397 号）」により、平成 27 年４月１日から、介護職員初任者研修、基礎研修、１級・２級課程の修了者（以下これらを「養成研修修了者等」という。）が除かれ、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者及び福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定することとする改正がなされた。

《不適正事例》

○　養成研修修了者等（介護職員初任者研修、基礎研修、１級・２級課程の修了者）で、福祉用具専門相談員の資格要件を満たさない者が、福祉用具専門相談員として従事している。

※　当該指定福祉用具貸与事業者が指定介護予防福祉用具貸与、指定特定福祉用具販売、又は指定介護予防福祉用具販売に係る事業所の指定を併せて受ける場合であって、一体的に行う場合については、常勤換算方法２以上の福祉用具専門相談員を配置することをもって、すべての事業所の人員基準を満たすものとする。

（２）管理者（居宅基準第１９５条、通知第三の十一の１（２））

・　事業所ごとに、専ら指定福祉用具貸与事業の職務に従事する常勤の者。

・　事業所の管理上支障がない場合、事業所の他の職務に従事することや、他の事業所、施設等の職務に従事することは可能。

※用語

「常勤換算方法」

当該事業所の従業者の１週間の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が１週間に勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業員の員数を常勤の員数に換算する方法。

なお、常勤の従業者の休暇や出張等の期間については、その期間が暦月で１月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱う。非常勤の従業者の休暇や出張等の期間については、サービス提供に従事する時間とはいえないので、勤務延時間数には含めない。

ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている場合、３０時間以上の勤務で、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

「勤務延時間数」

勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間又は当該事業に係るサービス提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む。）として明確に位置付けられている時間の合計数とする。

なお、従業者１人につき、勤務延時間数に算入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従事者が勤務すべき勤務時間数を上限とする。

「常勤」

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（３２時間を下回る場合は３２時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を３０時間として取り扱うことを可能とする。

同一の事業者によって当該事業所に併設される事業所の職務であって、当該事業所の職務と同時並行的に行われることが差し支えないと考えられるものについては、それぞれに係る勤務時間の合計が常勤の従業者が勤務すべき時間数に達していれば、常勤の要件を満たすものである。

また、産前産後休業、母性健康管理措置、育児休業、介護休業、育児休業に準ずる休業を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

「専らその職務に従事する」

原則として、サービス時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。この場合のサービス提供時間帯とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、当該従業者の常勤・非常勤の別を問わない。

「事業所の管理上支障がない場合」

管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入居施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合は管理業務に支障があると考えられる。

《不適正事例》
○　他事業所の看護・介護職員として従事しており、業務に支障があると判断できる場合。

２　運営に関する事項

（１）重要事項説明書（居宅基準第８条準用、通知第三の一の３（２）準用）

福祉用具貸与の提供の開始に当たっては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、福祉用具貸与事業所の運営規程の概要・専門相談員等の勤務体制・事故発生時の対応・苦情処理の体制・その他重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、福祉用具貸与の提供の開始について同意を得なければならない。

（２）サービス提供の記録（居宅基準第１９条準用）

福祉用具貸与を行った場合は、貸与の開始日・終了日・福祉用具の種目・品名・介護給付費の額その他必要な事項を記録しなければならない。

《不適正事例》
○　レンタル開始にあたっての福祉用具の調整や使用方法の指導の記録がない。（当該事業所の専門相談員が立ち会ったことが確認できない。）

（３）利用料等の受領（居宅基準第１９７条、通知第三の十一の３（１）、介護保険法第４１条第８項、同法施行規則第８２条）

ア　福祉用具貸与を提供した場合は、利用者から、利用料の一部として、サービス費用（レンタル費用）の１割（２割又は３割）相当額の支払いを受けなければならない。（法令上認められた減免措置によらずに、事業者の独断で１割（２割又は３割）負担を無料（免除）としたり、軽減したりすることはできない。）

イ　利用者から利用料の支払いを受けた場合には、領収証を交付しなければならない。（利用者数の多寡、引き落とし・振込み等支払い方法を問わない。）

ウ　利用者から受けることができる費用は、アのサービス費用の１割（２割又は３割）相当額以外では、次のとおりとなる。

・通常の事業実施地域以外の地域で福祉用具の貸与を行う場合の交通費（通常の実施地域を超えた部分でのみ可）

・福祉用具の搬出入に特別な措置が必要な場合の費用（搬出入に通常必要な人数以外の従事者やクレーン車が必要な場合等）

エ　利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、法定代理受領サービスでない指定福祉用具貸与を提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定福祉用具貸与に係る費用の額の間に、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならない。

《不適正事例》
○　利用者から利用料の支払いを受けた場合に、領収証が交付されていない。

○　同一品目について、利用者間で利用料に差額を設けている。 ○　電動車いすの利用者等に対し、運転指導料と称して、別途利用者から負担を求めている。 ○　１割（２割又は３割）負担を徴収していない。 ○　運営規程において、１割（２割又は３割）負担の料金説明についての説明がなされていない。

（４）指定福祉用具貸与の具体的取扱方針（居宅基準第１９９条、通知第三の十一の３（３））

ア　介護保険法第８条第 12 項に規定する厚生労働大臣が定める福祉用具及び同条第 13 項に規定する特定福祉用具のいずれにも該当する福祉用具（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に当たって必要な情報を提供すること。

また、提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境等の変化の観点から、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者から聴取した意見又は、退院・退所時カンファレンス又はサービス担当者会議といった多職種による協議の結果を踏まえた対象福祉用具の利用期間の見通しを勘案すること。

なお、提案に当たっては、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士からのいずれかの意見を介護支援専門員等と連携するなどの方法により、聴取するものとするが、利用者の安全の確保や自立を支援する必要性から遅滞なくサービス提供を行う必要があるなど、やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

イ　指定福祉用具貸与の提供に当たっての調整、説明及び使用方法の指導については、特に電動車いす、移動用リフト等の使用に際し安全性の面から注意が必要な福祉用具について、訓練操作の必要性等利用に際しての注意事項について十分説明すること。また、自動排泄処理装置等の使用に際し、衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、利用者又は家族等が日常的に行わなければならない衛生管理（洗浄、点検等）について十分説明を行うこと。

ウ　指定福祉用具貸与の提供に当たっての随時の使用方法の確認及び指導・修理については、特に自動排泄処理装置等の使用に際し衛生管理の面から注意が必要な福祉用具については、当該福祉用具の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、定期的な使用状況の確認、衛生管理、保守・点検を確実に実施すること。

エ　指定福祉用具貸与の提供に当たって、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、身体的拘束等を行う場合にあっては、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の３つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくこと。

なお、当該記録は、各指定権者が条例で定める期間（５年又は２年）、保存しなければならない。

《不適正事例》

○　福祉用具貸与の提供に当たって、全国平均貸与価格等に関する情報および同一種目における機能又は価格の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供していない。

（５）福祉用具貸与計画の作成（居宅基準第１９９条の２、通知第三の十一の３（３））

ア　福祉用具専門相談員は、利用者ごとに福祉用具貸与計画を作成しなければならない。なお、指定特定福祉用具販売の利用がある場合は、指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

イ　福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下オにおいて「モニタリング」という。）を行う時期等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、福祉用具貸与計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ウ　福祉用具貸与計画は、居宅サービス計画に沿って作成されなければならない。

なお、福祉用具貸与計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該福祉用具貸与計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更する。

エ　福祉用具貸与計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。

なお、福祉用具貸与計画は、各指定権者が条例で定める期間（５年又は２年）、保存しなければならない。

オ　福祉用具貸与計画は、モニタリングを行う時期を記載したものでなければならず、モニタリングに際し、居宅サービスの提供状況等について記録し、その記録を居宅介護支援事業者に報告しなければならない。当該報告は、居宅介護支援事業者において、福祉用具貸与が居宅介護サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該福祉用具貸与計画策定時からの利用者の身体の状況等の変化を踏まえ、利用中の福祉用具が適切かどうかなどを確認するために行うものである。福祉用具専門相談員は、当該モニタリングの結果により解決すべき課題の変化が認められるなどの場合においては、当該居宅介護支援事業者とも相談の上、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うこと。

また、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用開始時から６月以内に少なくとも１回モニタリングを行い、福祉用具の利用の必要性を確認するとともに、必要に応じて、利用者の選択に当たって必要な情報の提供を行うこと。

なお、やむを得ない事情により利用開始時から６月以内にモニタリングを実施できなかった場合については、実施が可能となった時点において、可能な限り速やかにモニタリングを実施すること。

《不適正事例》

○　居宅サービス計画に沿った貸与計画を作成していない。

○　居宅サービス計画に変更があるにも関わらず、機種変更がないことを理由に利用開始時以降の変更を行っていない。

○　機種変更の検討がされていない。

（６）福祉用具専門相談員が行うべき業務（居宅基準第１９９条、第１９９条の２、第１０１条準用、通知第三の十一の３（３）、（８））

下記業務は、指定福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員が原則として行わなければならない。

ア　利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じること。

イ　目録等文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する説明を行い、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること。

ウ　指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとすること。

エ　貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行うこと。

オ　利用者の身体の状況等に応じて福祉用具の調整を行い、福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した取り扱い説明書を利用者に交付して十分な説明を行い、必要に応じて利用者に実際に福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

カ　利用者等からの要請等に応じた、福祉用具の使用状況の確認、必要な場合の使用方法の指導、修理等を行うこと。

キ　居宅サービス計画に指定福祉用具貸与が位置付けられる場合は、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定福祉用具貸与の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

また、必要に応じて随時、介護支援専門員は、同様の手続により、その必要な理由を記載した内容が、現在の利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に照らして、妥当なものであるかどうかの検証が必要となるため、福祉用具専門相談員はサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供を行う等の必要な措置を講じなければならない。

《比較事例１》

【不適正な事例】

○　貸与する福祉用具を電話で委託業者等に発注して、委託業者等だけで利用者宅へ搬入、説明等を行わせること。

【適正な事例】

○　貸与する福祉用具の利用者宅への搬出入に関して、第三者だけで行うのではなく必ず福祉用具貸与事業所の福祉用具専門相談員が立ち会い、貸与する福祉用具の説明、調整等を行うこと。

《比較事例２》

【不適正な事例】

○　介護支援専門員の電話連絡だけで、利用者・家族に会わずに介護支援専門員との間だけで貸与する福祉用具を決め、利用者宅に搬入して（搬入時に初めて利用者に接する）、利用者と貸与契約を交わす。

○　利用者・家族からの依頼のみで、介護支援専門員との事前協議なしに利用者家族との間だけで貸与する福祉用具を決め契約を交わした後に、介護支援専門員に連絡してケアプランの位置付けを行わせること。

【適正な事例】

○　福祉用具貸与の利用申し込みが、利用者・家族、介護支援専門員等からあった場合に、福祉用具専門相談員が介護支援専門員と、当該利用者の福祉用具貸与の必要性について十分協議し必要性を確認する。また、実際に利用者・家族を訪問して（場合によっては介護支援専門員と共に）、事業所に関する重要事項説明を文書により行い同意を得る。利用者の心身の状態や希望等を確認し、目録（カタログ）等を示して個別の福祉用具の選定を利用者・家族とともに行い、個別の福祉用具貸与に係る同意を得た後で、商品を搬入すること。

○　担当介護支援専門員がいない利用者からの依頼があった場合、最初に居宅介護支援事業所を紹介し、居宅介護支援事業所の介護支援専門員によってアセスメントが行われ、福祉用具貸与の必要性が認められ、ケアプランに位置付けられた上で、実際の福祉用具貸与が行われるようにすること。

《比較事例３》

【不適正な事例】

○　指定福祉用具貸与事業所に勤務している従業者でない者や、同一法人ではあるものの指定事業所の管理者の管理下にない他の事業所等の従業者等に、直接利用者へのサービス提供に係る一部又はすべての行為を行わせること。

【適正な事例】

○　直接利用者へのサービス提供に係るすべての行為は、必ず福祉用具貸与事業所に勤務している従業者が行うこと。特に福祉用具の選定等に係る業務は事業所の中でも福祉用具専門相談員が対応すること。

（７）運営規程（居宅基準第２００条、通知第三の十一の３（４））

指定福祉用具貸与事業者は指定福祉用具貸与事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。

・事業の目的及び運営の方針

・従業者の職種、員数及び職務内容

・営業日及び営業時間

・指定福祉用具貸与の提供方法、取り扱う種目及び利用料その他の費用の額

・通常の事業の実施地域
・虐待の防止のための措置に関する事項
・その他の運営に関する重要事項

（８）勤務体制の確保等（居宅基準第１０１条準用、通知第三の十一の３（１０））

福祉用具貸与事業所の管理者及び専門相談員について、原則として月ごとの勤務表を作成しなければならない。

勤務表は、従業者ごとに、職種（兼務がある場合は兼務する職種も含む。）、常勤・非常勤の別、日々の勤務時間等を明確に記載しなければならない。

（９）業務継続計画の策定等（居宅基準第３０条の２準用）

① 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する福祉用具貸与の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

② 事業者は、福祉用具専門相談員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

③ 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（10）適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等
（居宅基準第２０１条、通知第三の十一の３（６））

ア 福祉用具の種類が多種多様であり、かつ、常に新しい機能を有するものが開発されるとともに、要介護者の要望は多様であるため、福祉用具専門相談員は常に最新の専門的知識に基づいた情報提供、選定の相談等を行うことが求められる。このため、事業者は福祉用具専門相談員に福祉用具の構造、使用方法等についての継続的な研修を定期的かつ計画的に受けさせなければならない。

イ 福祉用具専門相談員は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況等を踏まえた適切な目標の設定、目標達成のための具体的なサービス内容の検討など福祉用具貸与計画の作成や利用者への説明を通じて、適切な福祉用具の選定がなされるよう援助を行うことが求められている。このため、福祉用具専門相談員は常に必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（11）衛生管理等（居宅基準第２０３条、通知第三の十一の３（７））

ア 回収した福祉用具を既に消毒が行われた福祉用具と、消毒が行われていない福祉用具に区分して保管しなければならない。

イ 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者（福祉用具貸与事業所を開設する法人が運営する他の事業所及び福祉用具貸与事業所に福祉用具を貸与する事業所を含む。）に行わせる場合は、当該保管又は消毒の業務に係る委託業務（福祉用具貸与事業所を開設する法人が運営する他の事業所に行わせる場合は、業務規程等）において、次の事項を文書により取り決めなければならない。

（甲：委託先の他の業者、乙：福祉用具貸与事業所）

a　委託業務の範囲

b　委託業務の実施に当たり遵守すべき条件

c　委託業務が、甲の従業員によって指定福祉用具貸与事業に係る運営基準に従って適正に行われていることを、乙が定期的に確認する旨

d　乙が委託業務に関し甲に対して文書により指示を行い得る旨

e　乙が委託業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう甲に対して、上記指示を行った場合において、当該措置が講じられたことを乙が確認する旨

f　甲が実施した委託業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合の責任の所在

ウ　福祉用具貸与事業者は、イの「c」及び「e」の確認の結果の記録を作成しなければならない。

エ　自動排泄処理装置を取り扱う場合は、当該自動排泄処理装置の製造事業者が規定するメンテナンス要領等に則り、利用者を変更する場合に必要とされる衛生管理（分解洗浄、部品交換、動作確認等）が確実に実施されるよう、特に留意すること。

オ　事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)　感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

(2)　感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3)　福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(12) 掲示及び目録の備え付け（居宅基準第２０４条）

ア　事業所の見やすい場所に、運営規程の概要その他重要事項を掲示しなければならない。

イ　事業者は、重要事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、掲示に代えることができる。

ウ　事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

エ　取り扱う福祉用具貸与の品名及び品名ごとの利用料その他必要事項が記載された目録等を備え付けなければならない。

(13) 虐待の防止（居宅基準第３７条の２準用）

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の事項に掲げる措置を講じなければならない。

ア　虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。

イ　虐待の防止のための指針を整備すること。

ウ　福祉用具専門相談員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

エ　ア～ウに掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

【不適正な事例】
○　職員の新規採用時に虐待防止のための研修を実施していない。
○　虐待防止のための指針に盛り込む項目が不足している。

（14）会計の区分（居宅基準第３８条準用）

事業者は、事業所ごとに経理を区分するとともに、指定福祉用具貸与の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

（15）記録の整備（居宅基準第２０４条の２）

ア　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

イ　事業者は利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する次の記録を整備し、各指定権者が条例で定める期間（５年又は２年)、保存しなければならない。

・福祉用具貸与計画
・提供した個々の指定福祉用具貸与に関する記録
・２（４）エの身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
・福祉用具の保管又は保管の業務を委託した場合の定期的な業務の確認や委託業務について改善を求め、又は改善した旨を確認した記録
・市町村への通知に係る記録
・苦情の内容等の記録
・事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（16）変更届（介護保険法第７５条、同法施行規則第１３１条）

下記事項に変更があった場合は、変更後 10 日以内に県等（県、指定都市、中核市）に変更届を提出しなければならない。

・福祉用具貸与事業所の名称及び所在地
・法人の名称、所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
・定款、登記簿（福祉用具貸与にかかる変更の場合のみ)
・福祉用具貸与事業所の管理者の氏名、生年月日及び住所
・福祉用具貸与事業所の平面図及び設備の概要
・運営規程
・福祉用具の保管及び消毒方法
・役員の氏名、生年月日及び住所

３　費用に関する事項

（１）単位数について

指定福祉用具貸与事業所において、指定福祉用具貸与を行った場合に、現に指定福祉用具貸与を要

した費用の額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数（１単位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た単位数）とする。

ただし、１月当たりの平均貸与件数が１００件以上となったことのある福祉用具に係る指定福祉用具貸与については、別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準を満たさない指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

○　別に厚生労働大臣が定める福祉用具貸与の基準 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たり、福祉用具の貸与価格が、当該福祉用具の全国平均貸与価格に当該福祉用具の全ての貸与価格の標準偏差を加えることで算出される額を超えないこと。

注１　搬出入に要する経費は、現に指定福祉用具貸与に要した費用に含まれるものとし、個別に評価しない。

注２　別に厚生労働大臣が定める地域（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に規定する過疎地域等　※福岡県内の該当地域は、福岡県庁のホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-syhudan-r8.html※P61～64【共通資料３　介護報酬・利用者負担・助成金に関する事項（４）】を参照）に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準（１月当たりの実利用者数が１５人以下）に適合する指定福祉用具貸与事業所の場合にあっては、当該福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の２に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の３分の２に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

注３　別に厚生労働大臣が定める地域（過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に規定する過疎地域等　※福岡県内の該当地域は、福岡県庁のホームページ https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaigo-syhudan-r8.html※P61～64【共通資料３　介護報酬・利用者負担・助成金に関する事項（４）】を参照）また、福岡県庁のホームページに掲載）に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて指定福祉用具貸与を行う場合は、当該指定福祉用具貸与の開始日の属する月に、当該指定福祉用具貸与事業者の通常の事業の実施地域において指定福祉用具貸与を行う場合に要する交通費に相当する額の３分の１に相当する額を当該指定福祉用具貸与事業所の所在地に適用される１単位の単価で除して得た単位数を、個々の福祉用具ごとに当該指定福祉用具貸与に係る福祉用具貸与費の３分の１に相当する額を限度として所定単位数に加算する。

注４　要介護状態区分が要介護１である者に対して、厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に規定する「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」及び「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しな

い。

また、要介護状態区分が要介護１、要介護２又は要介護３である者に対して、自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）に係る指定福祉用具貸与を行った場合は、福祉用具貸与費は算定しない。ただし、別に厚生労働大臣が定める者については、この限りではない。

※　自動排泄処理装置の定義の内容は次のとおり。

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの）を除く。）。

注５　利用者が特定施設入居者生活介護費（短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）又は認知症対応型共同生活介護費（短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く。）、地域密着型特定施設入居者生活介護費（短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護費を算定している場合は、福祉用具貸与費は算定しない。

（２）月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

（３）複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化について

複数の福祉用具を貸与する場合の価格の適正化について

ア　趣旨

福祉用具の貸与価格について、複数の福祉用具を貸与する場合は、給付の効率化・適正化の観点から、予め指定権者に減額の規程を届け出ることにより、通常の貸与価格から減額して貸与することを可能とするもの。

イ　複数の福祉用具を貸与する場合の考え方

複数の福祉用具を貸与する場合とは、同一の利用者に二つ以上の福祉用具を貸与する場合とする。

【複数の捉え方の例】

・一つの契約により二つ以上の福祉用具を貸与する場合

・契約数に関わらず二つ以上の福祉用具を貸与する場合

など、事業者等が実情に応じて規定することとなる。

ウ　減額となる福祉用具の範囲

事業者等が取り扱う種目の一部又は全部を対象とすることができる。

【例】車いすと車いす付属品、特殊寝台と特殊寝台付属品など

エ　減額する際の利用料の設定方法

事業者等は、既に届け出ている福祉用具の利用料（以下「単品利用料」という。）に加えて、減額の対象とする場合の利用料（以下「減額利用料」という。）を設定することとする。また、一つの福祉用具には、同時に貸与する場合の数に応じて複数の減額利用料を設定することができる。

【例】車いす単品利用料、二つの福祉用具を同時に貸与する場合の車いす減額利用料、三つの福祉用具を同時に貸与する場合の車いすの減額利用料など

オ　減額の規定の整備

（減額する場合は、）運営規程等に単品利用料と減額利用料のいずれについても記載すること。

カ　減額利用料の算定等

月の途中において、本取り扱いが適用する場合、あるいは適用されなくなる場合の算定方法は、従前の例によることとする。

キ　利用者への説明

月の途中において、変更契約を行う際には、事業者等は契約書等においてその旨を記載し、利用者に対して利用料の変更に関する説明を行い、理解を得ること。

ク　居宅介護支援事業所等への連絡

本取り扱いの運用を含め、事業者が利用料を変更する際は、居宅介護支援事業者等において、区分支給限度基準額管理を適正に行うことができるよう、関係事業所が必要な情報を共有できるようにすること。

ケ　その他の留意事項

減額する福祉用具の利用料については、利用料のうち重複する経費として想定されるアセスメント、契約手続き、配送・納品及びモニタリング等に係る経費に相当する範囲において適切に設定するように留意すること。

（４）高齢者虐待防止措置未実施減算について（所定単位数の 100 分の１を減算）

２（13）に示す措置を講じていない場合に、利用者全員について所定単位数から減算すること。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年１回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算すること。

（５）業務継続計画未策定減算について（所定単位数の 100 分の１を減算）

２（９）に示す基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月から基準を満たさない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算すること。

（６）要介護１の者等に係る指定福祉用具貸与費（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年３月１日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知））

① 算定の可否の判断基準

要介護１の者に係る指定福祉用具貸与費については、その状態像から見て使用が想定しにくい「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換器」、「認知症老人徘徊感知機器」、「移動用リフト（つり具の部分を除く。）」及び「自動排泄処理装置」（以下対象外種目）に対しては、原則として算定できない。

また、「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く。）」については、要介護１の者に加え、要介護２及び要介護３の者に対しては、原則として算定できない。しかしながら 94 号告示第 31 号のイで定める状態像に該当する者については、軽度者（要介護１の者をいう。ただし、自動排泄処理装置については、要介護１、要介護２及び要介護３の者をいう。）であっても、その状態像に応じて利用が想定される対象外種目について指定福祉用具貸与費の算定が可能であり、その判断については、次のとおりとする。

ア　原則として次の表（１７ページ記載）の定めるところにより、「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の調査票のうち基本調査の直近の結果を用い、その要否を判断するものとする。

イ　ただし、表のアの（二）「日常生活範囲における移動の支援が必要と認められる者」及びオの（三）「生活環境において段差の解消が必要と認められる者」については、該当する基本調査結果がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者が判断することになる。なお、この判断の見直しについては、居宅サービス計画に記載された必要な理由を見直す必要に応じて随時に行うこととする。

ウ　また、アにかかわらず、次のⅰ）からⅲ）までのいずれかに該当する旨が医師の医学的な所見に基づき判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合にあっては、これらについて、市町村が書面等確実な方法により確認することにより、その要否を判断することができる。この場合において、当該医師の医学的な所見については、主治医意見書による確認のほか、医師の診断書又は担当の介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画に記載する医師の所見により確認する方法でも差し支えない。

ⅰ）　疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に「別に厚生労働大臣が定める者」に該当する者

ⅱ）　疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに「別に厚生労働大臣が定める者」に該当することが確実に見込まれる者

ⅲ）　疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から「別に厚生労働大臣が定める者」に該当すると判断できる者

《不適正事例》

○　本文の「ウ」に該当の場合

算定の要否判定について、書面等確実な方法による市町村への確認を行わず、貸与費を算定していた。

②基本調査結果による判断の方法

指定福祉用具貸与事業者は、軽度者に対して、対象外種目に係る指定福祉用具貸与費を算定する場合には、①の表に従い、「厚生労働大臣が定める者」のイへの該当性を判断するための基本調査の結果の確認については、次に定める方法による。なお、当該確認に用いた文書等については、サービス記録と併せて保存しなければならない。

ア　当該軽度者の担当である指定居宅介護支援事業者から当該軽度者の「要介護認定等基準時間の推計の方法」別表第一の認定調査票について必要な部分（実施日時、調査対象者等の時点の確認及び本人確認ができる部分並びに基本調査の回答で当該軽度者の状態像の確認が必要な部分）の写し（以下「調査表の写し」）の内容が確認できる文書を入手することによること。

イ　当該軽度者に担当の居宅介護支援事業者がいない場合にあっては、当該軽度者の調査票の写しを本人に情報開示させ、それを入手すること。

表

対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ	厚生労働大臣が定める者のイに該当する基本調査の結果
ア　車いす及び車いす付属品	次のいずれかに該当する者	
	㈠日常的に歩行が困難な者	・基本調査１－７「３．できない」
	㈡日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	―
イ　特殊寝台及び特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者	
	㈠日常的に起きあがりが困難な者	・基本調査１－４「３．できない」
	㈡日常的に寝返りが困難な者	・基本調査１－３「３．できない」
ウ　床ずれ防止用具及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	・基本調査１－３「３．できない」
エ　認知症老人徘徊感知機器	次のいずれにも該当する者	
	㈠意思の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	・基本調査３－１「１．調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は ・基本調査３－２～基本調査３－７のいずれか「２．できない」 又は ・基本調査３－８～基本調査４－１５のいずれか「１．ない」以外 ・その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む。
	㈡移動において全介助を必要としない者	・基本調査２－２「４．全介助」以外
オ　移動用リフト(つり具の部分を除く。)	次のいずれかに該当する者	
	㈠日常的に立ち上がりが困難な者	・基本調査１－８「３．できない」
	㈡移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	・基本調査２－１「３．一部介助」又は「４．全介助」
	㈢生活環境において段差の解消が必要と認められる者	―
カ　自動排泄処理装置	次のいずれにも該当する者	
	㈠排便において全介助を必要とする者	・基本調査２－６「４．全介助」
	㈡移乗において全介助を必要とする者	・基本調査２－１「４．全介助」

４　（介護予防）福祉用具貸与に係る福祉用具の種別

●厚生労働大臣が定める福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に係る福祉用具の種目
（平成11年３月31日厚生省告示第93号）

１　車いす

自走用標準型車いす、普通型電動車いす又は介助用標準型車いすに限る。

２　車いす付属品

クッション、電動補助装置等であって、車いすと一体的に使用されるものに限る。

３　特殊寝台

サイドレールが取り付けてあるもの又は取り付けることが可能なものであって、次に掲げる機能のいずれかを有するもの

一　背部又は脚部の傾斜角度が調整できる機能

二　床板の高さが無段階に調整できる機能

４　特殊寝台付属品

マットレス、サイドレール等であって、特殊寝台と一体的に使用されるものに限る。

５　床ずれ防止用具

次のいずれかに該当するものに限る。

一　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気マット

二　水等によって減圧による体圧分散効果をもつ全身用のマット

６　体位変換器

空気パッド等を身体の下に挿入することにより、居宅要介護者等の体位を容易に変換できる機能を有するものに限り、体位の保持のみを目的とするものを除く。

７　手すり

取付けに際し工事を伴わないものに限る。

８　スロープ

段差解消のためのものであって、取付けに際し工事を伴わないものに限る。

９　歩行器

歩行が困難な者の歩行機能を補う機能を有し、移動時に体重を支える構造を有するものであって、次のいずれかに該当するものに限る。

一　車輪を有するものにあっては、体の前及び左右を囲む把手等を有するもの

二　四脚を有するものにあっては、上肢で保持して移動させることが可能なもの

10　歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

11　認知症老人徘徊感知機器

認知症である老人が屋外へ出ようとした時等、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するもの

12　移動用リフト（つり具の部分を除く。）

床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体をつり上げ又は体重を支える構造を有するものであって、その構造により、自力での移動が困難な者の移動を補助する機能を有するもの（取付けに住宅の改修を伴うものを除く。）

13　自動排泄処理装置

尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。（交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるものをいう。）を除く。）

●解釈通知（平成12年１月31日老企第34号通知）

１　厚生労働大臣が定める福祉用具貸与に係る福祉用具の種目

ア　車いす

貸与告示第１項に規定する「自走用標準型車いす」、「普通型電動車いす」及び「介助用標準型車いす」とは、それぞれ以下のとおりである。

(1) 自走用標準型車いす

日本工業規格（JIS）T9201:2006 のうち自走用標準形、自走用座位変換形及びパワーアシスト形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が大径車輪であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、自走用スポーツ形及び自走用特殊形のうち要介護者等が日常生活の場面で専ら使用することを目的とするものを含む。

(2) 普通型電動車いす

日本工業規格（JIS）T9203:2010 のうち自操用標準形、自操用ハンドル形、自操用座位変換形に該当するもの及びこれに準ずるものをいう。

なお、自操用簡易形及び介助用簡易形にあっては、車いす本体の機構に応じて(1)又は(3)に含まれるものであり、電動補助装置を取り付けてあることをもって本項でいう普通型電動車いすと解するものではないものである。

(3) 介助用標準型車いす

日本工業規格（JIS）T9201:2006 のうち、介助用標準形、介助用座位変換形、介助用パワーアシスト形に該当するもの及びそれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

また、日本工業規格（JIS）T9203:2010 のうち、介助用標準形に該当するもの及びこれに準ずるもの（前輪が中径車輪以上であり後輪がキャスタのものを含む。）をいう。

イ　車いす付属品

貸与告示第２項に掲げる「車いす付属品」とは、利用することにより、当該車いすの利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、車いすの貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が車いすを使用している場合に貸与される付属品をいう。

(1) クッション又はパッド

車いすのシート又は背もたれに置いて使用することができる形状のものに限る。

(2) 電動補助装置

自走用標準型車いす又は介助用標準型車いすに装着して用いる電動装置であって、当該電動装置の動力により、駆動力の全部又は一部を補助する機能を有するものに限る。

(3) テーブル

車いすに装着して使用することが可能なものに限る。

(4) ブレーキ

車いすの速度を制御する機能を有するもの又は車いすを固定する機能を有するものに限る。

ウ　特殊寝台

貸与告示第３項に規定する「サイドレール」とは、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限られる。

エ　特殊寝台付属品

貸与告示第４項に掲げる「特殊寝台付属品」とは、利用することにより、当該特殊寝台の利用効果の増進に資するものに限られ、例えば次に掲げるものが該当する。

なお、同項にいう「一体的に使用されるもの」とは、特殊寝台の貸与の際に併せて貸与される付属品又は既に利用者が特殊寝台を使用している場合に貸与される付属品をいう。

(1) サイドレール

特殊寝台の側面に取り付けることにより、利用者の落下防止に資するものであるとともに、取付けが簡易なものであって、安全の確保に配慮されたものに限る。

(2) マットレス

特殊寝台の背部又は脚部の傾斜角度の調整を妨げないよう、折れ曲がり可能な柔軟性を有するものに限る。

(3) ベッド用手すり

特殊寝台の側面に取り付けが可能なものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を行うことを容易にするものに限る。

(4) テーブル

特殊寝台の上で使用することができるものであって、門型の脚を持つもの、特殊寝台の側面から差し入れることができるもの又はサイドレールに乗せて使用することができるものに限る。

(5) スライディングボード・スライディングマット

滑らせて移乗・位置交換するための補助として用いられるものであって、滑りやすい素材又は滑りやすい構造であるものに限る。

(6) 介助用ベルト

居宅要介護者等又はその介護を行う者の身体に巻き付けて使用するものであって、起き上がり、立ち上がり、移乗等を容易に介助することができるもの。ただし、購入告示第３項第７号に掲げる「入浴用介助ベルト」は除かれる。

オ　床ずれ防止用具

貸与告示第５項に掲げる「床ずれ防止用具」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

(1)　送風装置又は空気圧調整装置を備えた空気パッドが装着された空気マットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

(2)　水、エア、ゲル、シリコン、ウレタン等からなる全身用のマットであって、体圧を分散することにより、圧迫部位への圧力を減ずることを目的として作られたもの。

カ　体位変換器

貸与告示第６項に掲げる「体位変換器」とは、空気パッド等を身体の下に挿入し、てこ、空気圧、その他の動力を用いることにより、仰臥位から側臥位又は座位への体位の変換を容易に行うことができるものをいう。 ただし、専ら体位を保持するためのものは除かれる。

キ　手すり

貸与告示第７項に掲げる「手すり」とは、次のいずれかに該当するものに限られる。

なお、上記[特殊寝台付属品]の(3)に掲げるものは除かれる。また、取付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む。以下同じ。）を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第１号に掲げる「手すりの取付け」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

(1) 居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

(2) 便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取付けに際し工事を伴わないもの。

ク　スロープ

貸与告第８項に掲げる「スロープ」には、個別の利用者のために改造したもの及び持ち運びが容易でないものは含まれない。

なお、取付けに際し工事を伴うものは除かれる。工事を伴う場合であって、住宅改修告示第２号に掲げる「段差の解消」に該当するものについては、住宅改修としての給付の対象となるところである。

ケ　歩行器

貸与告示第９項に規定する「把手等」とは、手で握る又は肘を載せるためのフレーム、ハンドグリップ類をいい、「体の前及び左右を囲む把手等を有する」とは、これらの把手等を体の前及び体の左右の両方のいずれにも有することをいう。ただし、体の前の把手等については、必ずしも手で握る又は肘を載せる機能を有する必要はなく、左右の把手等を連結するためのフレーム類でも差し支えない。また、把手の長さについては、要介護者等の身体の状況等により異なるものでありその長さは問わない。

なお、上り坂ではアシスト、下り坂では制動、坂道の横断では片流れ防止及びつまずき等による急発進防止の機能（自動制御等の機能）が付加されたものであって、左右のフレームとこれを連結する中央部のパイプからなり、四輪又はそれ以上の車輪を有し、うち二つ以上の車輪について自動制御等が可能であるものを含む。

コ　歩行補助つえ

松葉づえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、プラットホームクラッチ及び多点杖に限る。

サ　認知症老人徘徊感知機器

貸与告示第 11 項に掲げる「認知症老人徘徊感知機器」とは、認知症である老人が徘徊し、屋外に出ようとした時又は屋内のある地点を通過した時に、センサーにより感知し、家族、隣人等へ通報するものをいう。(ベッドや布団等を離れた時に通報するものも含む)

シ　移動用リフト（つり具の部分を除く。）

貸与告示第 12 項に掲げる「移動用リフト」とは、次の名号に掲げる型式に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりであり（つり具の部分を除く。）、住宅の改修を伴うものは除かれる。

(1) 床走行式

つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げ、キャスタ等で床又は階段等を移動し、目的

の場所に人を移動させるもの。

(2) 固定式

居室、浴室、浴槽等に固定設置し、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの。

(3) 据置式

床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させるもの（エレベーター及び階段昇降機は除く）。

ス　自動排泄処理装置

貸与告示第 13 項に掲げる「自動排泄処理装置」とは、尿又は便が自動的に吸引されるものであり、かつ、尿又は便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に使用できるもの。

交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等のうち、尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。）及び専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの並びに専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

※　複合的機能を有する福祉用具について

二つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

①　それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。

②　区分ができない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③　福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う

※　ただし、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

【基本方針】

Ⅱ　指定介護予防福祉用具貸与

この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の生活機能の維持又は改善を図るものでなければならない。

１　人員に関する事項

指定福祉用具貸与事業所の人員に関する事項参照

２　運営に関する事項

指定福祉用具貸与事業所の運営に関する事項参照
基本取扱方針（介護予防サービス等の運営基準第２７７条及び第２７８条）

ア　福祉用具貸与にあたっては、１人ひとりの高齢者ができるだけ要介護状態にならないで、自立した日常生活を営むことができよう支援することを目的として行われるものであること。

イ　利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮する。

３　費用に関する事項

注１～注３　指定福祉用具貸与事業所の費用に関する事項参照

注４　要支援者に対して、厚生労働大臣が定める介護予防福祉用具貸与及び福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に規定する「車いす」、「車いす付属品」、「特殊寝台」、「特殊寝台付属品」、「床ずれ防止用具」、「体位変換機」、「認知症老人徘徊探知機」、「移動用リフト（つり具の部分を除く）」及び「自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引する機能のものを除く）」（以下対象外種目）に対しては、原則として算定できない。

ただし、別に厚生労働大臣が定める者については、この限りではない。

○ 別に厚生労働大臣が定める者 指定福祉用具貸与事業所の費用に関する事項に掲載したものと同じ。

注５　利用者が介護予防特定施設入居者生活介護費（介護予防短期利用特定施設入居者生活介護費を算定する場合を除く）又は介護予防認知症対応型共同生活介護費（介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定する場合を除く）を算定している場合は、介護予防福祉用具貸与費は算定しない。

４　（介護予防）福祉用具貸与に係る福祉用具の種別

Ⅰ　指定福祉用具貸与の（介護予防）福祉用具貸与に係る福祉用具の種別参照

第３　特定福祉用具販売事業に関する事項

【基本方針】

Ⅰ　指定特定福祉用具販売

この事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

１　人員に関する事項

指定福祉用具貸与事業所と同じ（指定特定福祉用具販売と読み替える）

２　運営に関する事項

（１）重要事項説明書（居宅基準第８条準用、通知第三の一の３（２）準用）

指定福祉用具貸与事業所と同じ（指定特定福祉用具販売と読み替える）

（２）サービス提供の記録（居宅基準第２１１条）

・提供したサービスの具体的内容を記載する。

・利用者から申し入れがあった場合は、文書の交付等適切な方法で、情報提供を行う。

《不適正事例》

○　特定福祉用具販売の提供にあたっての福祉用具の調整や使用方法の指導の記録がない。
（当該事業所の専門相談員が立ち会ったことが確認できない。）

（３）販売費用の額等の受領（居宅基準第２１２条、通知第三の十二の３（２）、介護保険法第４４条第３項）

ア　特定福祉用具を販売した場合は、法第 44 条第３項に規定する現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の額

イ　通常の実施地域以外でサービスを行う場合の交通費

ウ　搬入に特別な措置が必要な場合の当該措置に係る費用

エ　イ、ウに係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し当該サービスの内容及び費用について説明をし、同意を得ておくこと。

（４）保険給付の申請に必要となる書類の交付（居宅基準第２１３条）

利用者に対し、次に掲げる事項を記載した書類を交付しなければならない。

ア　当該指定特定福祉用具販売事業所の名称

イ　販売した特定福祉用具の種目、商品名、販売費用の額、その他必要と認められる事項を記載した

証明書

ウ　領収書

エ　当該特定福祉用具のパンフレットその他の用具の概要

（５）指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針

ア　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画に基づき、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する情報を提供し、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

イ　対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

ウ　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し、点検を行う。

エ　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行うとともに、当該特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項等を記載した文書を利用者に交付し、十分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行う。

オ　対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

カ　指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

キ　カの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載しなければならない。

ク　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合には、当該計画に特定福祉用具販売が必要な理由が記載されるように必要な措置を講じること。

（６）特定福祉用具販売計画の作成（居宅基準第２１４条の２、通知第三の十二の３（４））

ア　福祉用具専門相談員は、利用者ごとに特定福祉用具販売計画を作成しなければならない。

なお、福祉用具貸与の利用がある場合は、福祉用具貸与と特定福祉用具販売に係る計画は、一体的に作成すること。

イ　福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画には、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種、当該機種を選定した理由等を記載すること。その他、関係者間で共有すべき情報（福祉用具使用時の注意事項等）がある場合には、留意事項に記載すること。

なお、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画に沿って特定福祉用具販売計

画を立案すること。また、特定福祉用具販売計画の様式については、各事業所ごとに定めるもので差し支えない。

ウ　特定福祉用具販売計画は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、福祉用具専門相談員は、特定福祉用具販売計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で利用者の同意を得なければならず、また、当該特定福祉用具販売計画を利用者に交付しなければならない。

　なお、特定福祉用具販売計画は、各指定権者が条例で定める期間（５年又は２年)、保存しなければならない。

エ　居宅サービス計画に基づきサービスを提供している事業者は、当該居宅サービス計画を作成している居宅介護支援事業者から特定福祉用具販売計画の提供の求めがあった場合は、特定福祉用具販売計画の提供に協力するよう努めるものとする。

オ　福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該特定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

《不適正事例》
○　特定福祉用具販売計画を作成していない。（ケアマネを通さず、保険者からの指示。ケアプラン無し。契約書、重説等同意なし。）
○　福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体的に作成していない。

（７）福祉用具専門相談員の業務（居宅基準第２１４条、通知第三の十二の３（４））

　下記業務は、特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員が原則として行わなければならない。

ア　利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえ、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じること。

イ　目録等文書を示して特定福祉用具の機能、使用方法、販売費用の額等に関する説明を行い、個別の特定福祉用具の販売に係る同意を得ること。

ウ　販売する特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関する点検を行うこと。

エ　利用者の身体の状況等に応じて特定福祉用具の調整を行い、特定福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文書を利用者に交付して十分な説明を行い、必要に応じて利用者に実際に当該特定福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うこと。

　特に、腰掛け便座、自動排泄処理装置の交換部品等の使用については、衛生管理上の注意事項を十分に説明すること。

オ　居宅サービス計画に指定特定福祉用具販売が位置付けられる場合は、主治の医師からの情報伝達及びサービス担当者会議の結果を踏まえ、介護支援専門員は、当該計画へ指定特定福祉用具販売の必要な理由の記載が必要となるため、福祉用具専門相談員は、これらのサービス担当者会議等を通じて、福祉用具の適切な選定のための助言及び情報提供等を行う等の必要な措置を講じなければならない。

カ　他の介護サービスを利用していないために居宅サービス計画が作成されていない場合は、特定

福祉用具が必要な理由が記載された書類が作成されているか確認する。

（８）業務継続計画の策定等
（９）衛生管理等
(10) 虐待の防止
指定福祉用具貸与事業所と同じ（指定特定福祉用具販売と読み替える）

(11) 記録の整備（居宅基準第２１５条）

ア　特定福祉用具販売計画
イ　従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録
ウ　具体的なサービスの内容等
エ　２（５）キの身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
オ　市町村への通知に係る記録
カ　苦情の内容の記録
キ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

３　その他準用される規定（居宅基準第２１６条）

a　内容及び手続の説明及び同意
b　提供拒否の禁止
c　サービス提供困難時の対応
d　受給資格等の確認
e　要介護認定の申請に係る援助
f　心身の状況等の把握
g　居宅介護支援事業者等との連携
h　居宅サービス計画に沿ったサービスの提供
i　居宅サービス計画等の変更の援助
j　身分を証する書類の携行
k　利用者に関する市町村への通知
l　秘密保持等
m　広告
n　居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止
o　苦情処理
p　地域との連携
q　事故発生時の対応
r　会計の区分
s　管理者の責務
t　勤務体制の確保等
u　指定特定福祉用具販売の基本取扱方針
v　運営規程

w　適切な研修の機会の確保並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等
x　特定福祉用具の取扱種目
y　掲示及び目録の備え付け

【基本方針】

Ⅱ　指定特定介護予防福祉用具販売

この事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービスの提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

１　人員に関する事項

指定特定福祉用具販売事業所と同じ

２　運営に関する事項

指定特定福祉用具販売事業所と同じ

〇特定（介護予防）福祉用具販売種目

※　厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成 11 年３月 31 日　厚生省告示第 94 号）並びに介護保険の給付対象となる福祉用具及び住宅改修の取扱いについて（平成 12 年１月 31 日老企第 34 号各都道府県介護保険主管部（局）長宛て厚生省老人保健福祉局企画課長通知）を一部抜粋

（１）腰掛便座

次のいずれかに該当するものに限る。

① 和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの（腰掛式に変化する場合に高さを補うものを含む。）
② 洋式便器の上に置いて高さを補うもの
③ 電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの
④ 便座、バケツ等からなり、移動可能である便器（水洗機能を有する便器を含み居室において利用可能であるものに限る。）。ただし、設置に要する費用については、従来どおり、法に基づく保険給付の対象とならないものである。

（２）自動排泄処理装置の交換可能部品

自動排泄処理装置の交換可能部品（レシーバー、チューブ、タンク等）のうち尿や便の経路となるものであって、居宅要介護者等又はその介護を行う者が容易に交換できるもの。

専用パッド、洗浄液等排泄の都度消費するもの及び専用パンツ、専用シーツ等の関連製品は除かれる。

（３）排泄予測支援機器

膀胱内の状態を感知し、尿量を推定するものであって、排尿の機会を要居宅介護者等又はその介護を行うものに通知するもの。

（４）入浴補助用具

座位の保持、浴槽への出入り等の入浴に際しての補助を目的とする用具であって次のいずれかに該当するものに限る。

① 入浴用いす

座面の高さが概ね 35cm 以上のもの又はリクライニング機能を有するものに限る。

② 浴槽用手すり

浴槽の縁を挟み込んで固定することができるものに限る。

③ 浴槽内いす

浴槽内に置いて利用することができるものに限る。

④ 入浴台

浴槽の縁にかけて浴槽への出入りを容易にすることができるものに限る。

⑤ 浴室内すのこ

浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図ることができるものに限る。

⑥ 浴槽内すのこ

浴槽の中に置いて浴槽の底面の高さを補うものに限る。

⑦ 入浴用介助ベルト

居宅要介護者等の身体に直接巻き付けて使用するものであって、浴槽への出入り等を容易に介助することができるものに限る。

（５）簡易浴槽

空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるものであって、取水又は排水のために工事を伴わないもの。（「空気式又は折りたたみ式等で容易に移動できるもの」とは、硬質の材質であっても使用しないときに立て掛けること等により収納できるものを含むものであり、また、居室において必要があれば入浴が可能なものに限られる。）

（６）移動用リフトのつり具の部分

身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なものであること。

（７）スロープ

（８）歩行器

（９）歩行補助つえ

○ 複合的機能を有する福祉用具について

２つ以上の機能を有する福祉用具については、次のとおり取り扱う。

① それぞれの機能を有する部分を区分できる場合には、それぞれの機能に着目して部分ごとに一つの福祉用具として判断する。

② 区分ができない場合であって、購入告示に掲げる特定福祉用具の種目に該当する機能が含まれているときは、福祉用具全体を当該特定福祉用具として判断する。

③ 福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具の種目に該当しない機能が含まれる場合は、法に基づく保険給付の対象外として取り扱う。

但し、当該福祉用具の機能を高める外部との通信機能を有するもののうち、認知症老人徘徊感知機器において、当該福祉用具の種目に相当する部分と当該通信機能に相当する部分が区分できる場合には、当該福祉用具の種目に相当する部分に限り給付対象とする。

第４　介護報酬に係るＱ＆Ａ

（付属品のみの貸与）

（問１）介護保険の給付を受けずに車いす、特殊寝台を使用している者が、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与を受けた場合でも、介護保険の給付対象となるか。

（答） 既に車いす、特殊寝台を使用している場合には、これらについて介護保険の給付を受けているか否かにかかわらず、車いす付属品、特殊寝台付属品のみの貸与について保険給付を受けることは可能である。

（H12.11.22 保険最新情報 Vol.93 福祉用具貸与及び住宅改修の範囲の変更に係る Q&A について）

（体位変換器）

（問２）福祉用具貸与の対象となる体位変換器について、「専ら体位を保持するためのものは除かれる」とあるが、これは、体位の保持にも用いることができ、かつ、身体の下に挿入することが容易にできるような工夫を施す等により、体位の変換が容易にできるようにするものを排除するものではないと解してよいか。

（答） 当該ただし書きは、まくら、座布団等、通常専ら就寝や安息のための用途に供されるものを除外する主旨である。従って、使用法によっては体位の保持の機能を持つものであっても、身体の下への挿入が容易で、かつ、挿入後も形態が崩れないなど体位の変換に容易に活用できるものであれば、対象となる。（H14.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A）

（利用者の状態悪化）

（問３）利用者が、明らかに直近の認定調査時点から状態が悪化しているような場合には、ケアマネ（地域包括支援センター）及び保険者が必要と認めた場合は、支給することは可能か。

（答） 一般的には、直近の認定調査結果が実態と乖離していることはあり得ないが、仮に、直近の認定調査時点から著しく状態が悪化しており、長期的に固定化することが見込まれる場合は、要介護度自体にも影響があることが想定されることから、要介護度の区分変更申請が必要と思われる。（H18.3.27 介護制度改革 Information Vol.80 平成 18 年 4 月改定関係 Q&A(vol.2)）

（福祉用具サービス計画）

（問４）福祉用具サービス計画に、必ず記載しなければならない事項は何か。

（答） 指定基準では、福祉用具サービス計画について「利用者の心身状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載」することとしている。

これを踏まえ、福祉用具サービス計画には、最低限、次の事項の記載が必要であると考えられる。

・利用者の基本情報（氏名、年齢、性別、要介護度等）
・福祉用具が必要な理由
・福祉用具の利用目標
・具体的な福祉用具の機種と当該機種を選定した理由
・その他関係者間で共有すべき情報（福祉用具を安全に利用するために特に注意が必要な事項、日常の衛生管理に関する留意点等）

（H24.3.16 事務連絡　介護保険最新情報 Vol.267
「平成 24 年度介護報酬改定に関する Q&A（Vol.１）（平成 24 年 3 月 16 日）」送付について）

（福祉用具貸与）

（問５）月途中でサービス提供の開始及び中止を行った場合の算定方法について

（答） 福祉用具貸与の介護報酬については、公定価格を設定せず、暦月単位の実勢価格としている。福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合については、当該開始月及び中止月は日割り計算を行う。ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差支えない。いずれの場合においても、居宅介護支援事業者における給付計算が適切になされるよう、その算定方法を運営規程に記載する必要がある。

なお、介護給付費明細書の記載方法について、福祉用具貸与を現に行った日数を記載することとなったことに留意する。

（H15.6.30 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.153 介護報酬に係る Q&A(Vol.2)）

（付属品を追加して貸与する場合）

（問６）車椅子やベッドを借りた後、身体の状況の変化等により必要がある場合には、付属品のみを追加して貸与を受けることも可能か。

（答） 平成 12 年１月 31 日老企第 34 号通知の付属品の説明に記載されているとおり、既に利用者が車椅子や特殊寝台を介護保険の給付として貸与されている場合、後から追加的に貸与される場合も算定できる。

（H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.71 介護報酬等に係る Q&A(Vol.2)）

（複数の福祉用具を貸与する場合の運用について）

（問７）運営規程自体に額を記載せず、目録のとおりとされている場合は、どのような届出を提出させるのか。

（答） 指定福祉用具貸与事業者等が減額利用料に関する運用を行う場合、必要に応じて運営規程に「その額の設定の方式」を定め、提出が必要となる。個々の福祉用具の利用料については、運営規程に目録に記載されている旨が記載されていれば目録を提出することになる。

（H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.454

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」の送付について）

（利用料の受領）

（問８）「利用者負担を金品その他の財政上の利益に替えて直接的又は間接的に供与し、事実上自己の利用者の利用者負担の全部又は一部を軽減」とは特典（景品）供与・無償サービス等が該当するのか。

（答） 指定基準において指定福祉用具貸与事業者は利用者から利用料の一部として自己負担額の支払いを受けることとされている。本通知では、受領した自己負担額の一部又は全部について、財産上の利益に替えて利用者負担を軽減することは、自己負担を受領していることとはならないことと示したものである。従って、特定（景品）供与・無償サービス等は社会通念上許容される範囲で行われるべきものであり、保険者により個別に判断いただきたい。

（H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.454

「平成 27 年度介護報酬改定に関する Q&A（平成 27 年 4 月 1 日）」の送付について）

（腰掛便座の給付対象範囲）

（問９）（福祉用具）腰掛け便座の範囲は、家具調のもの、ウォームアップ機能付きのものなど高額なものもあるが、特に制限はないか。

（答） 家具調のもの等、金額にかかわらず、利用者が選択すれば給付対象として差し支えない。

（H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.71 介護報酬等に係る Q&A（Vol.2））

（部品購入費）

（問 10）介護保険の適用となる特定福祉用具の部品を交換した場合の部品購入費は福祉用具購入費の対象となるか。

（答） 福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具であって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部品について、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の適用対象となる。

（H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.71 介護報酬等に係る Q&A(Vol.2)）

（福祉用具購入費の支給）

（問 11）福祉用具購入費の支給について、下のようなケースの限度額管理はいずれの年度において行われるか。

① 平成 12 年度に福祉用具の引渡しを受け、平成 13 年度に代金を支払い、保険給付を請求したケース

②12 年度に福祉用具の引渡しを受け代金も支払ったが、保険給付の請求は平成 13 年度に行ったケース

（答） 介護保険法第 44 条においては、福祉用具を購入したとき、すなわち代金を完済したときに保険給付の請求権が発生し、当該購入した日（代金を完済した日：実務的には領収証記載の日付）の属する年度において支給限度額を管理することとされている。

したがってケース①は平成 13 年度において、ケース②は平成 12 年度において、それぞれ限度額管理が行われる。（H12.3.28 事務連絡 運営基準等に係る Q&A）

（福祉用具貸与）

（問 12）機能や価格帯の異なる複数の商品の提示が困難な場合は、一つの商品の提示で良いか。

（答） 例えば、他に流通している商品が確認できない場合、福祉用具本体の選択により適合する付属品が定まる場合等は、差し支えない。

（H30.3.22 事務連絡 介護保険最新情報 Vol.629 介護報酬に係る Q&A(Vol.1)）

第５　その他

１　介護給付費請求書等の適切な記載方法の徹底について

現行においても、介護給付費の請求に当たっては、介護給付費請求書等に必要事項を記載いただいているが、このうち、介護給付費明細書に関しては TAIS コード等が正確に記載されていない、複数の福祉用具を一つにまとめて記載されているといった事例が指摘されている。

今般の制度見直しにおいては、介護給付費の請求実績に基づき、全国平均貸与価格の公表、貸与価格の上限設定等が行われているため、以下の点に注意すること。

・TAIS コード等について、誤りなく正確に記載すること

・同一商品を含め、複数の福祉用具を請求する場合も、一つ一つ分けて記載すること

なお、具体的な記載方法については、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成 13 年 11 月 16 日老老発 31 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）を参照すること。

２　ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について

ハンドル形電動車椅子については、使用中の死亡・重傷事故が発生していることを踏まえ、「ハンドル形電動車椅子を使用中の事故防止に向けた対応について（通知）」（平成 29 年 3 月 31 日老高発 0331 第 3 号）において、その使用に当たっての具体的な留意事項等について通知している。

また、独立行政法人製品評価技術基盤機構から、平成 30 年中に踏切で発生した死亡事故が５件確認されて以降、注意喚起がなされている。

また、ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン等も示されているので、下記の通知を確認するとともに、事故防止に努めること。

＜踏切での電動車いすの死亡事故が多発～平成 30 年５件発生～＞

（独立行政法人製品評価技術基盤機構ホームページ）

https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/press/2021fy/prs210917.html

＜福祉用具シリーズ Vol.13（電動三輪車四輪車使い方手引き）＞

（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

http://www.techno-aids.or.jp/research/vol13.pdf

＜福祉用具ヒヤリ・ハット情報＞

（公益財団法人テクノエイド協会ホームページ）

http://www.techno-aids.or.jp/hiyari/

＜電動車いす安全利用の手引き・電動車いす安全運転のすすめ（動画）＞

（電動いす安全普及協会ホームページ）

https://www.den-ankyo.org/guidance/safety.html

＜ハンドル形電動車いすを安全に利用するためのガイドラインについて＞

○ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のためのガイドライン

○ハンドル形電動車椅子の貸与実務における安全利用のための指導手順書

（一般社団法人全国福祉用具専門相談員協会（ふくせん）ホームページ）

http://www.zfssk.com/topics_detail.php#953

３　福祉用具に係る事故の情報提供について

厚生労働省では、消費者庁から公表されている消費生活用製品の重大製品事故のうち、福祉用具に係る事故について、随時情報提供が行われているので、確認をお願いする。

＜厚生労働省　５福祉用具の事故情報等＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398.html

○月額包括報酬の日割り請求にかかる適用については以下のとおり。

・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。
※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間。
月の途中に終了した場合は、月初から起算日までの期間。

＜対象事由と起算日＞

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防通所リハ（介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む）	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の退所（※1）	退所日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 （※1）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 （※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護の入所（※1）	入所日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
小規模多機能型居宅介護 介護予防小規模多機能型居宅介護 複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	開始	・区分変更（要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・受給資格取得 ・転入 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	サービス提供日 （通い、訪問又は宿泊）
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要介護1～要介護5の間、要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）	変更日
		・区分変更（要介護⇔要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・受給資格喪失 ・転出 ・利用者との契約解除	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日） （喪失日） （転出日）
		・公費適用の有効期間終了	終了日
夜間対応型訪問介護 地域密着型通所介護（療養通所介護）	開始	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業所指定有効期間満了 ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
訪問看護（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行う場合）	開始	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1）	退所日の翌日 退居日の翌日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 （ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く）	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※1）	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間 （ただし、特別訪問看護指示書の場合を除く）	給付開始日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	開始	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除 ・利用者の登録開始（前月以前から継続している場合を除く）	契約日
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の退所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の退居（※1）	退所日 退居日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付終了日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要介護1～5の間）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始 ・利用者との契約解除	契約解除日 （満了日） （開始日）
		・短期入所生活介護又は短期入所療養介護の入所（※1） ・小規模多機能型居宅介護（短期利用型）、認知症対応型共同生活介護（短期利用型）、特定施設入居者生活介護（短期利用型）又は地域密着型特定施設入居者生活介護、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護・短期利用型）の入居（※1）	入所日の前日 入居日の前日
		・医療保険の訪問看護の給付対象となった期間	給付開始日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日
福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 （特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護における外部サービス利用型を含む）	開始	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	開始日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・福祉用具貸与の開始月と中止月が異なり、かつ、当該月の貸与期間が一月に満たない場合（ただし、当分の間、半月単位の計算方法を行うことも差し支えない。）	中止日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
介護予防・日常生活支援総合事業 ・訪問型サービス（独自） ・通所型サービス（独自） ※月額包括報酬の単位とした場合	開始	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（通所型サービス（独自）のみ） ・区分変更（事業対象者→要支援）（通所型サービス（独自）のみ）	変更日
		・区分変更（要介護→要支援） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業開始（指定有効期間開始） ・事業所指定効力停止の解除	契約日
		・利用者との契約開始	契約日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）	退居日の翌日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）	契約解除日の翌日
		・介護予防短期入所生活介護の退所（※1）	退所日の翌日
		・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（※1）	退所・退院日又は退所・退院日の翌日
		・公費適用の有効期間開始	開始日
		・生保単独から生保併用への変更 （65歳になって被保険者資格を取得した場合）	資格取得日
	終了	・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）（通所型サービス（独自）のみ） ・区分変更（事業対象者→要支援）（通所型サービス（独自）のみ）	変更日
		・区分変更（事業対象者→要介護） ・区分変更（要支援→要介護） ・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1） ・事業廃止（指定有効期間満了） ・事業所指定効力停止の開始	契約解除日 （廃止・満了日） （開始日）
		・利用者との契約解除	契約解除日
		・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居 （※1）	入居日の前日
		・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始 （※1）	サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日
		・介護予防短期入所生活介護の入所（※1）	入所日の前日
		・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※1）	入所・入院日又は入所・入院日の前日
		・公費適用の有効期間終了	終了日

月額報酬対象サービス	月途中の事由		起算日※2
居宅介護支援費 介護予防支援費 介護予防ケアマネジメント費	－	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1） ・月の途中で、要介護度に変更がある場合は、月末における要介護度に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、それぞれにおいて月額包括報酬の算定を可能とする。	－
日割り計算用サービスコードがない加算及び減算	－	・日割りは行わない。 ・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1） ・月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。 ・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。 ・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。（月途中に介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様）	－

※1　ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。
　　なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。
※2　終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

介護保険関連情報のホームページアドレスについて

介護保険関連情報のホームページアドレスをまとめたものです。常に介護保険の最新情報を御確認していただくとともに、日頃の業務で疑問が生じた場合等に御活用ください。

（１）厚生労働省　令和６年度介護報酬改定について
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

（２）介護保険最新情報（厚生労働省ホームページ）
厚生労働省から発出される介護保険の最新情報を掲載
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/index_00010.html

（３）介護サービス関係Ｑ＆Ａ（厚生労働省ホームページ）
介護サービス関係のＱ＆ＡをＰＤＦ又はエクセルファイルで閲覧可能
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/qa/index.html

（４）ＷＡＭ　ＮＥＴ　介護サービス関係Ｑ＆Ａ一覧
介護サービス関係Ｑ＆Ａの内容を検索できるページ
https://www.wam.go.jp/wamappl/KakokaigoServiceQA.nsf/aList?Open&sc=&kc=&pc=1

（５）「医療保険と介護保険の給付調整に関する留意事項及び医療保険と介護保険の相互に関連する事項等について」の一部改正について
https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001697767.pdf